

## 構造計算適合判定資格者の登録申請のご案内

構造計算適合判定資格者の登録制度の開始に伴い、**登録申請手続きのご案内**をお送りいたします。

下記要領で登録申請を行って下さい。また、同封書類は以下になります。

- ・登録申請のご案内（本紙）
- ・構造計算適合判定資格者登録申請書
- ・登記されていないことの証明申請書

### 1. 申請書類

#### ① 構造計算適合判定資格者登録申請書（同封書類）

- ・必要事項を記入し、氏名欄には本人の自署をして下さい。
- ・印紙を申請用紙の所定の場所に貼り付けて下さい。（登録免許税：10,000 円 登録手数料：12,000 円）

#### ② 戸籍謄本または戸籍抄本

#### ③ 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

- ・法務局より入手下さい。
- ・右記ホームページに掲載されている申請書の様式を同封しています。申請にあたっては『「登記されていないことの証明書」の交付申請に当たっての留意事項』をよくお読み下さい。

- ・直接窓口で申請する場合：全国の法務局戸籍課
- ・郵送で申請する場合：東京法務局民事行政部後見登録課
- \* 法務局所在地 URL <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji10.html>

#### ④ 証明資料

- ・(ア)～(ウ)の区分に従い該当する証明書等を添付して下さい。

(ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに相当する外国の学校において建築物の構造に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあった者

在学証明書又は  
在学していたことを証する書類

(イ) 建築物の構造に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ当該分野について高度の専門的知識を有する者

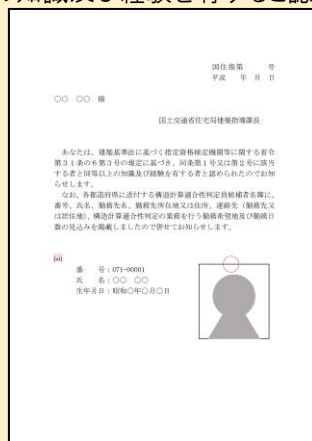
機関に在籍すること又はしていたことを証する書類及び論文リスト

(ウ) 国土交通大臣が(ア)(イ)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

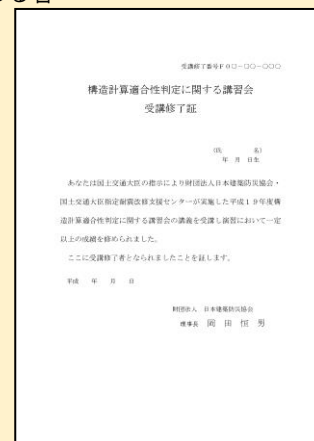
(過去の講習会の合格者)

(a) (b) (c)いずれかの書類

- (a) 現行の機関省令第 31 条の 6 第三号に該当する者として認定を受けた旨が記載された国土交通省住宅局建築指導課長通知書の写し(図 a 参照)
- (b) (一財)日本建築防災協会が発行した構造計算適合性判定に関する講習会受講修了証の写し(図 b 参照)
- (c) 構造計算適合性判定員候補者名簿の番号及び当該名簿に記載された本人であることを証する書類



(図 a)



(図 b)

## 2. 申請先と方法

住所地または勤務先住所の都道府県の建築行政を担当する窓口に申請をお願いします。

## 3. 申請時期

平成 27 年 6 月 1 日以降

## 4. 登録証の交付

登録が完了し登録証ができましたら、都道府県より交付します。なお、当初の登録証の発行は、10 月以降となる予定ですのでご了承ください。

※ 現行の構造計算適合性判定員の要件を備える者は、施行日(平成 27 年 6 月 1 日)から 2 年間は新法の構造計算適合性判定員として登録を受けたものとみなされるため、業務を行う事ができます。

### 構造計算適合判定資格者登録申請書(記入例)

申請日・氏名(ふりがな)・生年月日・性別・本籍・現住所・勤務先の名称・勤務先の所在地について記入。(署名)は自署で願います。

略歴等欄には、職歴等に加え、構造計算適合性判定に関する講習会を修了した日付、大臣認定を受けた日付及び構造計算適合性判定員候補者名簿番号を記入。

検定欄は空欄。

欠格事由 1,2 は「戸籍」及び「登記されていないことの証明書」を確認の上、□に✓を記入。3~6 も□に✓を記入。

収入印紙(計 22,000 円分)を貼付。

第六十号の二様式(第十条の十五の四関係)(A4)  
構造計算適合判定資格者登録申請書 記入例

【記入注意】 数字は、算用数字を用い、\*欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にし印を付けてください。

私は、構造計算適合判定資格者の登録を受けたいので、戸籍謄本(抄本)及び登記事項証明書を添え申請します。  
私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

平成 27 年 6 月 1 日 氏名 建築 太郎 (署名)

地方整備局長  
北海道開発局長 殿

氏名	けんちく たらう 建築 太郎	生年月日	明大平〇年〇月〇日	性別	男□ 女□					
本籍	東京都	現住所	〒105-0001 東京都港区虎ノ門〇丁目〇-〇							
勤務先の名称	〇〇建築センター	勤務先の所在地	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関〇丁目〇-〇							
略歴等	平成〇年〇月~〇年〇月 〇〇建設会社 〇〇建築センター 平成19年〇月 構造計算適合性判定に関する講習会修了 平成19年〇月 建築省令第31条の6第3号の認定(名簿番号 XXX-XXXX)									
検定	構造計算適合判定資格者検定に合格した時期 平成 年 月 日 合格通知日付 平成 年 月 日 合格通知番号 第 号									
欠格条項	1 後見開始又は保佐開始の審判(禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。)を受けていますか。 <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない 2 禁錮以上の刑に処せられたこと又は建築基準法令の規定若しくは建築士法の規定により刑に処せられたことがありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない あるときは、その罪及び刑 その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった年月日 年 月 日 3 構造計算適合判定資格者の登録の消除の処分を受けたことがありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない 取り消されたことがあるときは、その年月日 年 月 日 4 建築士法第10条第1項の規定により、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない 取り消されたことがあるときは、その年月日 年 月 日 5 公務員で懲戒免職の処分を受けたことがありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない 処分を受けたことがあるときは、その年月日 年 月 日 6 構造計算適合性判定の業務禁止処分を受け、その禁止の期間中に構造計算適合判定資格者の登録の消除の処分を受けたことがありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない 業務禁止処分を受けたことがあるときは、その期間 年 月 日から 年 月 日まで									
※審査	登録手数料	經由庁	戸籍照合	登記照合	合格者名簿照合	欠格条項	副審査	名簿登録	登記証発行	※經由庁記載欄 責任者(職氏名)印
※登録番号	※登録年月日		平成 年 月 日	※都道府県受付番号						

収入印紙貼付欄  
(消印してはならない。)

(備考) 建築基準法施行規則第10条の15の3各号のいずれかに該当する者として登録を受けようとする場合には、略歴等欄に、当該各号のいずれかに該当する職歴等を具体的に記入すること。

- 発行：国土交通省住宅局
- お問い合わせ：一般社団法人新・建築士制度普及協会  
一般財団法人日本建築防災協会 Tel:03-5512-6451

第六十号の二様式（第十条の十五の四関係）（A4）  
 構造計算適合判定資格者登録申請書

[記入注意] 数字は、算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けてください。

私は、構造計算適合判定資格者の登録を受けたいので、戸籍謄本（抄本）及び登記事項証明書を添え申請します。 私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。 平成 年 月 日 氏名 ----- (署名) 地方整備局長 北海道開発局長 殿												
ふりがな			生年月日	明・大昭・平 年 月 日	性別	男□ 女□						
氏名												
本籍												
現住所	〒											
勤務先の名称												
勤務先の所在地	〒											
略歴等												
検定	構造計算適合判定資格者検定に合格した時期				平成 年							
	合格通知日付				平成 年 月 日							
	合格通知番号				第 号							
欠格条項	1 後見開始又は保佐開始の審判（禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。）を受けていますか。 いる□ いない□											
	2 禁錮以上の刑に処せられたこと又は建築基準法令の規定若しくは建築士法の規定により刑に処せられたことがありますか。 ある□ ない□ あるときは、その罪及び刑 ----- その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった年月日 年 月 日											
	3 構造計算適合判定資格者の登録の消除の処分を受けたことがありますか。 ある□ ない□ 取り消されたことがあるときは、その年月日 年 月 日											
	4 建築士法第10条第1項の規定により、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 ある□ ない□ 取り消されたことがあるときは、その年月日 年 月 日											
	5 公務員で懲戒免職の処分を受けたことがありますか。 ある□ ない□ 処分を受けたことがあるときは、その年月日 年 月 日											
	6 構造計算適合性判定の業務禁止処分を受け、その禁止の期間中に構造計算適合判定資格者の登録の消除の処分を受けたことはありますか。 ある□ ない□ 業務禁止処分を受けたことがあるときは、その期間 年 月 日から 年 月 日まで											
※審査	登録手数料	經由庁	戸籍照合	登記照合	合格者照合	欠格条項	副申審査	名簿登録	登記証発行	※經由庁記載欄 責任者（職氏名）印		
※登録番号		※登録年月日			平成 年 月 日			※都道府県受付番号				
収入印紙貼付欄 (消印してはならない。)												

(備考) 建築基準法施行規則第10条の15の3各号のいずれかに該当する者として登録を受けようとする場合には、略歴等欄に、当該各号のいずれかに該当する職歴等を具体的に記入すること。

# 「登記されていないことの証明申請書」

(後見登記等ファイル用)

02

請求できるのは、本人、本人の配偶者または四親等内の親族です。  
 なお、代理の方が請求する場合は、該当する方からの委任状が必要です。

法務局

平成 年 月 日申請

請求される方 (請求権者)	住所 (フリガナ)		収入印紙を貼るところ <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;">                     収入印紙                 </div> 必ず貼ってください。  1通につき300円 ※割印はしないでください。  ※印紙は申請書ごとに必要な通数分を貼ってください。
	氏名 連絡先(電話番号) (印)		
証明を受ける方との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 四親等内の親族 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
代理人 (上記の方から頼まれた方)	住所 (フリガナ)		
	氏名 連絡先(電話番号) (印)		
返送先 (上記以外に証明書の返信先を指定される場合に記入)	住所		
	宛先	※ 返信用封筒にも同一事項を必ず記入	
添付書類 下記(注)参照	<input type="checkbox"/> 委任状 (代理人が請求するときに必要。また、会社等法人の代表者が社員等の分を請求する時に社員等から代表者への委任状も必要) <input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本等親族関係を証する書面 (本人の配偶者・四親等内の親族が請求するときに必要) <input type="checkbox"/> 法人の代表者の資格を証する書面 (法人が代理人として請求するときに必要)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 成年被後見人、被保佐人とする記録がない。(後見・保佐を受けていないことの証明が必要な方) <input type="checkbox"/> 成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない。(後見・保佐・補助を受けていないことの証明が必要な方) <input type="checkbox"/> 成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない。(後見・保佐・補助・任意後見を受けていないことの証明が必要な方) <input type="checkbox"/> その他 ( ) とする記録がない。(上記以外の証明を必要とする場合)		
請求通数	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	※請求通数は右詰めで記入してください。 証明を受ける方の氏名のフリガナ	

◎証明を受ける方 この部分を複写して証明書を作成するため、字画をはっきりと、住所または本籍は番号、地番まで記入してください。

①氏名												
②生年月日	明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 <input type="checkbox"/> または <input type="checkbox"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		年	<input type="text"/> <input type="text"/>		月	<input type="text"/> <input type="text"/>		日	<input type="text"/> <input type="text"/>	
③住所	都道府県名				市区郡町村名							
	丁目 大字 地番											
④本籍	都道府県名				市区郡町村名							
	丁目 大字 地番 (外国人は国籍を記入)											
<input type="checkbox"/> 国籍												

提出先から特に指定がない場合は、住所または本籍(外国人の場合は④に☑し、正しい国籍名)のいずれかを記入してください。

(注) 請求される方(代理請求の場合は代理人)の本人確認書類は必ず提示または添付してください(裏面注4参照)。

- 記入方法：1. 証明を受ける方の氏名のフリガナ欄は、例えば、      と左詰め(氏と名の間1字空き)でカタカナで記入してください。  
 2. 外国人は氏名欄に本国名(漢字を使用しない外国人はカタカナ)を記入してください。  
 3. 生年月日欄は、例えば、昭和に☑し     年   月   日と右詰めで記入。  
 4. 郵送請求の場合は、返信用封筒(あて名を書いて、切手を貼ったもの)を同封し下記のあて先に送付してください。

申請書送付先：〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 東京法務局民事行政部後見登録課

○本申請書は拡大縮小せずに使用してください。

(登記所が記載します)	交付通数	交付枚数	手数料	受付	年 月 日
				交付	年 月 日
本人確認書類 <input type="checkbox"/> 請求権者 <input type="checkbox"/> 代理人  <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> ( )  <input type="checkbox"/> 封筒					



## 「登記されていないことの証明書」の交付申請に当たっての留意事項

「登記されていないことの証明書」とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものです。この証明書は、平成12年4月1日以降に登記されていないことを証明するものであり、同年3月31日までに禁治産宣告・準禁治産宣告を受けているかどうかを証明するものは、従来どおり本籍地の市区町村が発行する身分証明書、戸籍謄本または抄本になります。

### 1 証明書の交付申請手続

#### ○窓口請求の場合

表面の申請書に所要事項を記入し、**収入印紙**（注1）（1通 ⇒ 300円）を貼付。

⇒ 申請書と下記2(4)の「添付書類」を直接窓口へ提出

\* 東京法務局民事行政部後見登録課、その他各法務局及び地方法務局の戸籍課において取り扱っています。（支局・出張所では取り扱っていませんのでご注意ください。）（注2）

#### ○郵送請求の場合

表面の申請書に所要事項を記入し、**収入印紙**（注1）（1通 ⇒ 300円）を貼付。

⇒ 申請書に下記2(4)の「添付書類」と返信用封筒（あて名を明記、切手を貼付したもの）を同封し、次のあて先へ送付。（注3）

\* なお、郵送請求の場合は東京法務局民事行政部後見登録課においてのみ取り扱っています。

〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局 民事行政部 後見登録課

（交通：地下鉄九段下駅 6番出口 徒歩5分）

TEL 03-5213-1360（ダイヤルイン）、03-5213-1234（代表）

### 2 申請書の記入上の注意事項

#### (1) 「請求される方」欄

必ず押印し（認印でも可）、連絡先（電話番号）も記入。

代理人が請求する場合は、「請求される方」の押印は不要です。

#### (2) 「代理人」欄

代理人が請求する場合に、代理人の方の住所・氏名を記入。

代理人は必ず押印し（認印でも可）、連絡先（電話番号）も記入。

#### (3) 「返送先」欄

証明書の送付先を上記(1)または(2)以外とする場合に記入。

ただし、送付先は請求された方の勤務先または居所に限ります。

#### (4) 「添付書類」欄（いずれの場合も請求される方の本人確認書類の提示またはコピーの送付をお願いします。）

○証明を受ける方本人が請求する場合 ⇒ 本人確認書類（注4）

○証明を受ける方の配偶者または四親等内の親族が請求する場合

①証明を受ける方との関係を証する発行から3か月以内の戸籍謄本または抄本

②本人確認書類（配偶者または四親等内の親族の確認書類）（注4）

○代理人が請求する場合

①本人確認書類（代理人の確認書類）（注4）

②証明を受ける方本人、その配偶者または四親等内の親族からの委任状の添付が必要。

③本人の配偶者または四親等内の親族から委任された場合は、前記委任状に加え、証明を受ける方本人と委任者との関係を証する戸籍謄本または抄本（いずれも発行から3か月以内）も併せて必要。

④代理人（受任者）が法人の場合は、上記添付書類に加え、代表者の資格を証する書面として法人の登記事項証明書または代表者の資格証明書（いずれも発行から3か月以内）も併せて必要。

※戸籍謄本等の添付書類は、原本を添付してください（郵送請求の場合の本人確認書類を除く。）。

なお、戸籍謄本等の還付（返却）を希望される場合は、還付のための手続が必要です。

#### (5) 「証明事項」欄

証明事項のチェックは、証明書の提出先の官公庁等に確認してください。

なお、「宅地建物取引業、産業廃棄物処理業、警備業、貸金業、古物営業、風俗営業」については、「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」の事項にチェックしてください。

#### (6) 「証明を受ける方」欄

この申請書は自動読取装置で機械処理しますので、該当事項のチェック及び所要事項は明瞭に記入してください。特に「証明を受ける方」欄は、この部分そのまま証明書に複写されますので、字画をはっきりと、住所または本籍を正確に記入してください。

なお、外国人の場合は、①氏名欄は本国名を、④本籍欄は□国籍欄にチェックし国籍のみを、それぞれ記入してください。

注1 1通につき300円分の収入印紙を、申請書ごと（証明を受ける方ごと）に必要な通数分、所定の箇所に貼ってください。

収入印紙は、郵便局、法務局・地方法務局及びその支局・出張所で印紙売場が設置されているところなどで入手できます。

注2 窓口の受付時間は8:30から17:15までです。

注3 郵送請求の場合は、1週間程度要します。なお、請求が集中する時期は更に相当日数を要する場合がありますので、できるだけ余裕をもって請求してください。

注4 窓口請求の場合は、請求される方（親族が請求する場合はその親族、代理請求の場合は代理人）の本人確認書類（運転免許証・健康保険証・パスポート等、住所、氏名及び生年月日が分かる書類）を窓口で提示していただきますようお願いいたします。また、郵送請求の場合は、本人確認書類のコピーを同封していただきますようお願いいたします。

**ご不明な点は最寄りの法務局・地方法務局にお問い合わせください。**

**また、詳しくは東京法務局ホームページをご利用ください。**